(2) 法定雇用率2．0%が適用される教育委員会

① 概況

区分	①機関数（機関）	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数（人）	③障害者の数（人）						④実雇用率 E÷②×100 (%)	⑤雇用率対前年比増減 (P)
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C．重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.精神障害者である短時間労働者	E． 計 A×2＋B＋C＋D×0.5	F．うち新規雇用分		
教育委員会	1	40,878	216	17	260	0	709.0	13.0	1.73	0
	(1)	(41,333)	(219)	(16)	(259)	(0)	(713.0)	(5.0)	1.73	▲0.01

注 3（1）①の表と同じ

② 障害部位別在職状況

区分	①障害者の数（人）	②身体障害者の数（人）					③知的障害者の数（人）					④精神障害者の数（人）			
		A.重度身体障害者	B．重度以外の身体障害者	C．重度身体障害者である短時間労働者	D． 計 A×2＋B＋C	E．うち新規雇用分	A.重度知的障害者	B．重度以外の知的障害者	C．重度知的障害者である短時間労働者	D． 計 A×2＋B＋C	E．うち新規雇用分	A.精神障害者	B．精神障害者である短時間労働者	C． 計 A＋B×0.5	D．うち新規雇用分
教育委員会	709.0	216	260	17	709	13	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	(713.0)	(219)	(259)	(16)	(713)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)	(0.0)

注 1（1）②の表と同じ